



食品中の放射性物質の 新基準値



- 福島第一原子力発電所の事故後、厚生労働省は食品中の放射性物質の暫定規制値を設定しました。
その後、食品の安全と安心をより一層確保するために、長期的な観点から新基準値を設定し、平成24年4月1日から施行されました。

食品中の放射性セシウムの基準値 〔単位:(Bq)ベクレル/kg〕

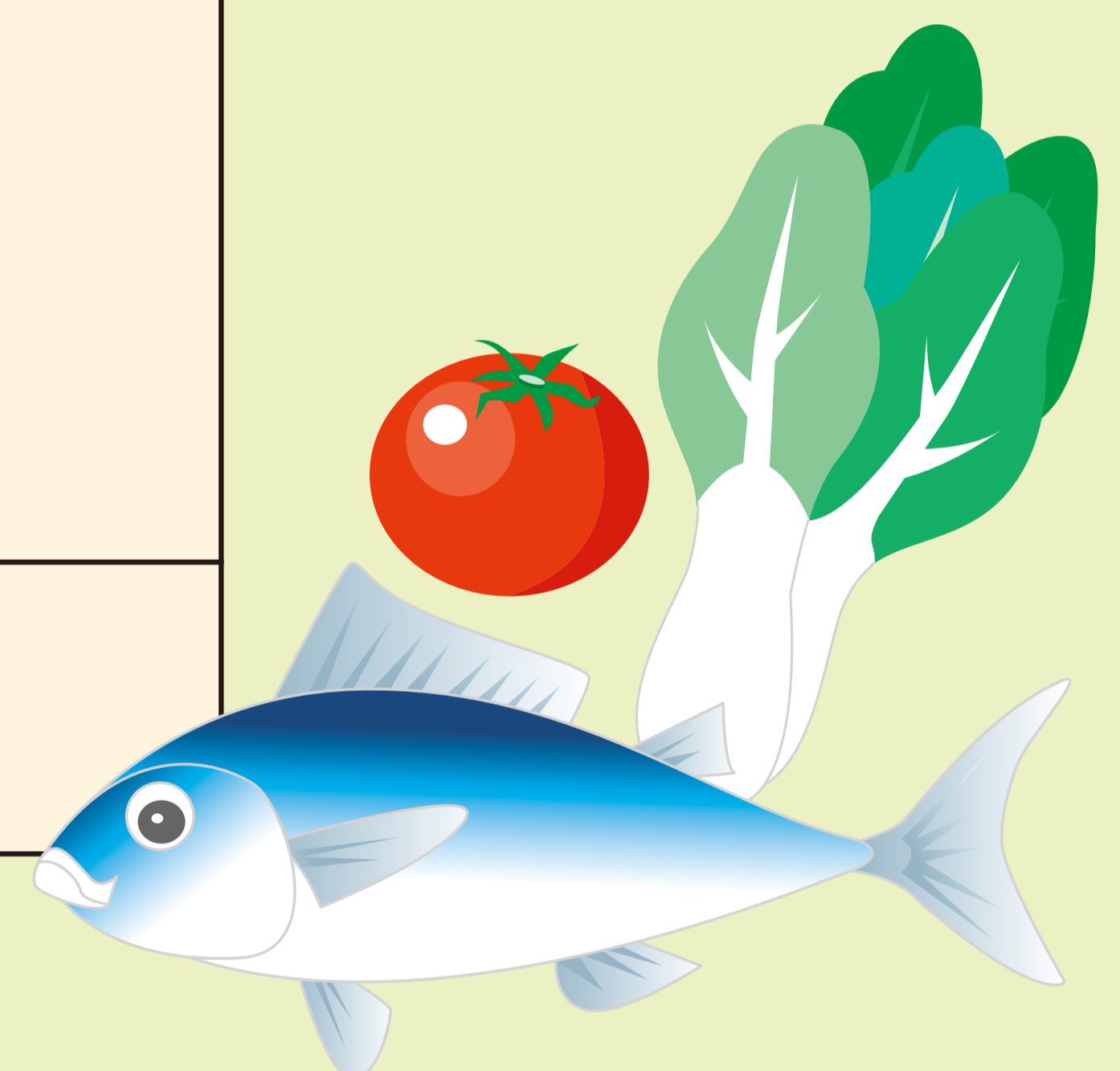
暫定規制値
(福島原発事故後～平成24年3月)

飲料水	200
牛乳・乳製品	
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚その他	

新基準値(平成24年4月～)

飲料水 <small>注)1</small>	10
牛乳	50
一般食品 <small>注)2</small>	100
乳児用食品	50

注)1. 飲料水には、ミネラルウォーター類、原料に緑茶を含む清涼飲料水、飲用の緑茶が含まれます。
注)2. 加工食品も新しい基準値の対象で、一般食品の基準値100Bq(ベクレル)/kgが適用されます。



見直しのポイント

- 1 食品から被ばくする放射線セシウムの線量限度を、これまでの年間5ミリシーベルトから**1ミリシーベルト**に引き下げ、特に配慮が必要な「飲料水」「乳児用食品」「牛乳」の区分を設け、それ以外の食品を「一般食品」として4つに分けました。
- 2 年間被ばく量までに抑えるため、年齢や男女別に計算。限度値が最も厳しくなる**13～18歳男性**の120ベクレルをさらに安全側に切り下げて**100ベクレル**としました。また放射性物質に対する感受性はおとなより子どもの方が高い可能性があるため、「牛乳」及び「乳児用食品」に別の基準値を定めました。
- 3 放射性ヨウ素は半減期が短く、既に検出されないため、基準値を設定していません。

消費者の方へ

ベクレル 放射性物質が放射線を出す能力の強さを表す単位
シーベルト 放射線による人体への影響の大きさを示す単位

●今後は、新しい基準値を超える食品が流通しないように検査結果に関心を持ちましょう。

東京都消費生活総合センター 〔相談専用電話〕 **03(3235)1155**